



険料を負担する人、

老齢年金を受給して

保

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

までお問

低所得の人が、

介護保険3施設

(介護老

変わるのですかっ どのように

人に対して、平成28年8月利用者負担段階第2段階の

護保険負担限度額認定証」を交付し

年金・障がい年金)、負担段階の判定に、

も含めるよう見直 非課税年金(遺族

年金・

介護保険負担限度額認定証は

担額の減額認定を受けた人には、

「限度額認定証」

の更新につい

て

食費や部屋代の負担軽減措置の利用者いる人との公平性をさらに高めるため、

めのものです。

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

ものです

介護保険負担限度額認定証 닷컴부처임 중 유 保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印

認定証はクリーム色の

い年金)が収入の要件に加わります8月から非課税年金(遺族年金・障 が

今回の改正では、 自宅で暮らす人、

または各支所で手続きをしてください。 証の有効期限は7月31日(日)までです。 する時に食費や部屋代の軽減を受けるた養型医療施設)やショートステイを利用 に申請書を送付しますので、 すでに認定を受けている人には、7月中 人福祉施設、介護老人保健施設、 新規で認定を受けたい人は、 現在お持ちの介護保険負担限度額認定 い合わせください。 介護保険課 介護保険 介護療 がい年金)収入も含めて判定しがい年金)収入も含めて判定し Q

Q お課税年金収入が多い場 非課税年金収入が多い場

は、 減を受けられなく 第3段階になりますが、 、負担限度額が第2段階から80万円を超える人について非課税年金を含めた収入が なる 負 担 で 軽

	利用者			負 担 限 度 額 (日額)				
		対 象 者		部 屋 代				
	負担段階	_		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床式	食費
	第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない人で、老齢福祉年金を受給している人・生活保護などを受給している人	(夫婦で2) (夫婦で2)	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない人で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	2,000万円)1,00万円)	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
	第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町 村民税を課税されていない人で、上記第2段階以外の 人	以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
	第4段階	・上記以外の人			負 担	限度額	なし	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

健康課からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

次の表に記載されて

いるようなときは、

[民健康保険加入者の皆さん

更新の申請が必要です「限度額適用認定証」

は

個人番号カ 号(マイナンバ 届け出が必要です。

ド・通知カー

ドなど、

個人

ー)の記入が必要です。す。届け出には、個人番

番号が確認できるものをお持ちください

	こんなとき	届け出に必要なもの			
	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書印鑑			
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印鑑			
	職場の健康保険の被扶養者から はずれたとき	・被扶養者でない理由の証明書・印鑑			
	子どもが生まれたとき	・母子健康手帳 ・印鑑			
国保を やめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	•保険証 •印鑑			
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の健康保険の両方の保険証 (後者が未交付の場合は、加入したこと を証明するもの) ・印鑑			
	職場の健康保険の被扶養者に なったとき				
その出	就学のため、別の住所を 定めるとき	・保険証 ・印鑑 ・在学を証明できるもの(学生証など)			
その他	保険証を失くしたとき (汚れて使えなくなったとき)	・身分を証明するもの(免許証など) ・印鑑			

よる傷病届」の提出が義務付けられていができます。その際は、「第三者行為にた場合も、国保で保険診療を受けること交通事故など、第三者から傷病を受け

ます

交通事故にあったときは 病届の提出が必要です

·印鑑 被保険者証 被保険者証

申請に必要なもの各支所で申請してください \$141 B C 000000 三鱼市

受給資格者証について

者証を必ず提示してください

が自己負担限度額までになります。 ると、入院・通院時に窓口で支払う金額 現在お持ちの認定証の有効期限は、 限度額適用認定証を医療機関で提示す 必要な人は健康課または 6でです。自動更新ではあ 7 ※接骨、 おりです

りませんので、

月31日(日)までです。

支給制度が変わります「重度心身障がい者」医療費8月1日から「ひとり親家庭

担分の支払いがなくなります(現物支給) 看護で医療機関窓口での保険診療自己負 は、県内全域の医科、歯科、胃利、方引費」および「重度心身障がい者等医療費」 8月診療分から「ひとり親家庭等医療 療養費については、これまでど 訪問

り医療費を支給します(償還払い)。窓口で自己負担分を支払い、申請によについては、これまでどおり医療機関※後期高齢者医療制度に加入している人 制度変更に伴う手続き

ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい 者等医療費の対象者は、資格変更の手続きが必要です。手続きが遅れると医療費 の現物支給ができない場合があります。 対象者には別途書類を送付しますので、 早めの手続きをお願いします。

受診するときは保険証と併せて受給資格号が記載されていますので、医療機関を者証には現物支給に必要な公費負担者番7月下旬に送付します。新しい受給資格8月1日から使用する受給資格者証は

届け出に必要なもの ご相談ください。

国民健康保険被保険者証事故証明書 (人身事故用)

が使えなくなります。

まずは、

健康課に

たり、示談で済ませたりすると、国保交通事故の加害者から治療費を受け取